

## 別表第31 共同住宅用自動火災報知設備の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。

- (1) 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)
  - ア 外形  
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - イ 表示  
適正であること。
  - ウ 端子電圧(自動試験機能を有するものを除く。)  
規定値以上であること。
  - エ 切替装置(自動試験機能を有するものを除く。)  
常用電源を停止状態にしたときに自動的に予備電源又は非常電源に切り替わり、常用電源を復旧したときに自動的に常用電源に切り替わること。
  - オ 充電装置(自動試験機能を有するものを除く。)  
変形、損傷、著しい腐食等がなく、異常な発熱等がないこと。
  - カ 結線接続(自動試験機能を有するものを除く。)  
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
- (2) 住棟受信機及び中継器
  - ア 周囲の状況  
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
  - イ 外形  
変形、損傷等がないこと。
  - ウ 表示  
適正であること。
  - エ 警戒区域の表示装置  
汚損、不鮮明な部分等がないこと。
  - オ 電源表示灯  
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。
  - カ スイッチ類  
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
  - キ ヒューズ類  
損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。
  - ク 継電器(自動試験機能を有するものを除く。)  
脱落、端子の緩み、接点の損傷、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。
  - ケ 表示灯  
正常に点灯すること。
  - コ 通話装置  
住棟受信機相互間の通話が明瞭に行えること。
  - サ 結線接続(自動試験機能を有するものを除く。)  
断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。
  - シ 接地  
著しい腐食、断線等がないこと。
  - ス 付属装置  
火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
  - セ 火災表示等(自動試験機能を有するものを除く。)  
火災表示が適正であること。
  - ソ 注意表示(アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)  
適正であること。
  - タ 回路導通(自動試験機能又は常時断線監視機能を有する共同住宅用自動火災報知設備を除く。)

試験用計器の指示又は確認灯の点灯により導通すること。

- チ 設定表示温度等(アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。)  
感知器の設定表示温度等が適正であること。
- ツ 予備品等  
予備品及び回路図等が備えてあること。
- (3) 共同住宅用受信機
  - ア 周囲の状況  
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
  - イ 外形  
変形、損傷等がないこと。
  - ウ 表示  
適正であること。
  - エ 電源表示灯  
変形、損傷等がなく、正常に点灯していること。
  - オ スイッチ類  
端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。
  - カ 表示灯  
正常に点灯すること。
  - キ 付属装置  
火災信号が正常に移報でき、かつ、相互に機能障害がないこと。
- (4) 感知器
  - ア 外形  
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
  - イ 警戒状況
    - (ア) 未警戒部分  
未警戒の部分がないこと。
    - (イ) 感知区域  
設定が適正であること。
    - (ウ) 適応性  
設置場所に適応する感知器が設けられていること。
    - (エ) 機能障害  
機能障害となるものがないこと。
  - ウ 熱感知器  
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。
  - エ 煙感知器  
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。
  - オ 炎感知器  
確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。
- (5) 音声警報装置(補助音響装置を含む。)
  - ア 外形  
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。
  - イ 取付状態  
脱落等がなく、警報効果を妨げるものがないこと。
  - ウ 音声警報等  
音圧、音色及び音声が正常であり、他の機械等の音と区別して聞き取れること。
  - エ 鳴動方式  
警報範囲及びメッセージ内容が適正であること。
- (6) 蓄積機能(蓄積機能を有する共同住宅用自動火災報知設備のうち、自動試験機能を有しないものに限る。)
  - ア 感知器が作動したときの火災表示までの時間が適正であること。
  - イ アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備にあっては、アに準ずるほか、注意表示まで

の時間が適正であること。

(7) 自動試験機能

次の事項に係る異常が記録装置に記録されていないこと。

- ア 予備電源及び非常電源(内蔵型のものに限る。)
- イ 住棟受信機の火災表示
- ウ 住棟受信機の注意表示(アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。)
- エ 住棟受信機及び中継器の制御機能及び電路
- オ 感知器回路及び音声警報装置回路

(8) 戸外表示器

- ア 外形  
変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。
- イ 作動表示灯  
正常に点滅すること。
- ウ 通電表示灯  
正常に点灯していること。
- エ 音声警報装置の鳴動状況  
音圧、音色及び音声が正常であること。

(9) 関係者等へ報知する装置

福祉施設等で発生した火災を、当該福祉施設等の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できること。

2 総合点検

次の事項について確認すること。

(1) 同時作動試験

機能が正常であること。

(2) 煙感知器の感度(自動試験機能を有するものを除く。)

感度が正常であること。

(3) 音声警報装置(補助音響装置を含む。)の音圧

規定値以上であること。

(4) 総合作動(自動試験機能を有するものを除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示(アナログ式の共同住宅用自動火災報知設備に限る。)及び音声警報装置の鳴動が正常であること。